

第 2 1 3 回長野県私立学校審議会議事録

- 【日 時】 令和 4 年 1 2 月 2 6 日（月） 1 3 時 4 5 分から 1 5 時 1 4 分まで
【場 所】 長野県庁議会増築棟第 1 特別会議室
【出席者】 内川小百合会長職務代理、浅輪佳代子委員、天田淑江委員、
石澤裕治委員、金山美和子委員、倉科正豊委員、小林資典委員、
戸枝智子委員、平林倫子委員、鷲澤文治委員
(オンライン出席) 百瀬真希委員

1 あいさつ

- 山田部長
(あいさつ)

2 会議事項

- 事務局（熊谷補佐）

本日は児島会長が所用により急遽欠席される旨の連絡がありました。また、金山委員につきましても、所用で遅れてくるという御連絡をいただいております。

それでは会議事項に入りたいと思います。本日の会議は委員定数 12 名のところ現時点で 10 名の皆様が出席されており、本審議会運営規則第 4 条の規定による過半数の要件を満たし、成立しておりますことを御報告いたします。

なお、議事進行ですが、議長は会長があたることになっておりますが、先ほど御説明しましたとおり、会長が本日欠席でございますので、審議会運営規則第 3 条により、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理することとなっております。あらかじめ、児島会長から内川委員を職務代理に指名いただいておりますので、内川職務代理に議事の進行をお願いいたします。それでは、内川委員には、職務代理席に移動の方をお願いいたします。

- 議長（内川会長職務代理）

それでは規定によりまして、議長を務めさせていただきます。皆様の御協力をお願い申し上げます。

本日の会議事項は、お手元に配付されております会議次第のとおりでございます。本日の議事録署名人は、小林委員と戸枝委員をお願いしたいと存じます。なお、会議が長時間にわたる場合は適宜休憩を入れさせていただきますので、よろしく願いいたします。

では始めに会議事項1の諮問事項を議題といたします。お手元に諮問事項という資料が配付されておりますが、今回、長野県知事から私立高等学校の課程の設置など2件が諮問されております。この諮問事項の順に従い審議をお願いいたします。

長野日本大学高等学校

○議長（内川会長職務代理）

最初に諮問事項の私立高等学校の課程の設置の2次審査を議題といたします。資料1の「長野日本大学高等学校について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（丸山課長）

はい、私学振興課長の丸山でございます。よろしくをお願いいたします。それでは、お手元の資料1をご覧ください。

長野日本大学高等学校について御説明をいたします。前回10月27日の私立学校審議会での1次審査を行っていただきまして、本日は2次審査となります。また先ほどの部長からの挨拶にもありましたとおり、11月22日に小林委員さんに現地調査を行っていただいておりますので、その様子につきましては後ほど小林委員さんから御報告をいただきたいと思っております。

私からは資料1に沿いまして概略を御説明させていただきます。まず設置の趣意でございますが、お手元の資料の8ページの別紙1をお願いいたします。こちらは前回申請者から直接口頭で説明いただいた内容にはなりますが、上から3番目の段落にありますとおり、自分に合った自分の学びができる通信制を設置することによって、一人一人が自分のペースで自分の興味・関心・好奇心に応じて学ぶ、個性教育を進めることにより個人と社会のウェルビーイングを実現したいということでございます。

また、ページの中ほどから少し下のところになりますが、この学校の最大の特徴ということで日本大学通信教育部と連携をした高校・大学・大学院の通信一貫教育が実現できるということでありまして、最先端の大学の学びが先取りできる通信制高校の実現を目指すということでございます。

また、このページの下から4行目になりますが中学時代に様々な事情から学校に馴染めず、学校に通えなかった生徒さんたちを含め、地域の生徒のために長野に居ながら生涯にわたって学び、探究し研究できる生涯学習者（ライフロングラーナー）、これを輩出しながら地域に貢献できる有為な人材を育てていきたいということでございます。

恐縮でございますが資料1ページにお戻り願います。続きまして2の学校概要でございます。長野日大高等学校につきましては現在、全日制の普通科及び探究創造科が開設されておりますが、同じ場所に来年4月、長野県を教育区域とする狭域の通信制課程を開設するというものでございます。したがって、(4)位置や(6)設置者等は現在の長野日大高等学校と同じになります。3の編制、施設・設備についてですが、収容

定員は 240 名。

次の 2 ページを御覧願います。教員につきましては、(2) の教職員組織に記載のとおり、全日制課程との兼任講師をはじめ、開設時には通信制課程の専任として教頭 1 名、教諭を 4 名計画しております。(3) の教育課程につきましては、別紙 2 のとおりということで、お手数ですがこの資料の 10 ページを御覧願います。10 ページに科目の一覧表がございます。左から 4 番目の列、必履修科目のところに丸印がついております。この丸印の付されている必履修科目に加えまして、理系科目の選択科目を充実させるとともに、このページの一番下の方になりますけれども、ライフスキルという学校設定教科を設けております。

恐縮でございます。また再び 2 ページにお戻り願います。2 ページの下の方、(4) の校地から次のページの(6) 校具、教具、図書及び備品につきましては、全日制課程及び併設する中学校と体育館ですとか特別教室を共有する予定でございます。

なお 3 ページの(5) の校舎等の表を御覧いただきますと、中程に研修所(専用部分)という記載がございます。この研修所を通信制課程の生徒の専用の自習室ですとか教室とする予定でございます。なお、通信制の面接指導については、全日制の長期休業中あるいは土曜日を予定しているため、特別教室等が全日制や中学校の生徒と使用時間帯が重複することはありません。

続きまして 4 ページを御覧願います。4 の開設費ですが、●●●●を整備するため、●●●●の工事を行う予定です。これにかかる費用として●●円を見込んでおり、財源として●●●●を充てる予定となっております。

5 の授業料等は御覧のとおりでございます。6 生徒数見込みについては、毎年、入学編入の●●名の生徒を見込んでおり、令和 7 年度に●●名とする予定でございます。

次に 5 ページからの 7 収支計画でございますが、これについては御覧のとおりでございます。

一番最後の 7 ページに記載のとおり、設置に必要な自己資金につきましては、初年度の経常経費から算定した必要額を満たしております。

最後に地元の長野市さんからの意見書を紹介させていただきます。別綴りになっております、認可申請書の抜粋の方の資料の 32 ページになります。かいつまんで申しますと、長野市さんからは日本大学の系列校としてのこれまでの実績、豊富な外部資源の活用等から考えると、他校の通信制課程とは異なる教育効果を期待できるとし、設置に賛同する旨の意見書をいただいております。

私からの説明は以上でございます。

○議長(内川会長職務代理)

はい、ありがとうございます。ただいまこの事項については小林委員に現地調査を行っていただいておりますので、小林委員から報告をお願いいたします。

○小林委員

それでは私の方から、先ほどの課長の説明に加えて詳細の報告をさせていただきます。11月22日に丸山私学振興課長、それから宮澤私学指導主事と一緒に現地調査をさせていただきました。日大側からは添谷校長、●●、それから法人から●●の●名に御同席をいただいて説明を受けました。

それに先立って、柳原理事長さん、それから法人の●●さんの●人にも立会をいただきまして、私自身、設置に関する意欲というものを直接確認させていただいたことを御報告いたします。

ただいま概要については課長さんの方から御説明がありましたけれども、特に校舎の関係、現地を見させていただきましたので、施設や校舎の関係を中心に報告をさせていただきます。

先ほど占有スペースについては、今まで研修で使っていた建物を一棟、そのまま今回転用し使っていくというお話でございましたが、研修室の前には野球部の寮として活用されていた建物でございまして、中は非常に綺麗で個のスペース、それから集団のスペースもしっかり確保されているという状況が確認できました。

通信制の生徒の皆さんは配慮が必要な方もいらっしゃいますので、その辺もしっかり配慮がなされており、いわゆる視線だとか動線、そういったものについても配慮がされていると感じたところでございます。

特に1階には自習室を9室設けるとのことですが、ここが寮の跡をよく残しているところで、個室のような形で中央の廊下から各部屋に入っていくということでございます。これについては、少しドアの外から見えるような工夫を重ねていただいて、管理、それから安全安心に支障のないようにという意見交換をさせていただきました。

また、先ほど説明の中にごございましたけれども、情報環境、通信環境が整備されていないということで、相当のお金をかけて室内の通信環境を整備するということです。そこで使うモバイル機器については私物を使っていくという確認をさせていただいたところでございます。

それから、男子寮であったということもあって、女子トイレが1階にないということも目につきまして、それについては男女の生徒の比率等を見ながら、スペース的には十分増設が可能だというスペースも確認できました。1階にも女子トイレをとというような話も現地で確認をさせていただいたところ、検討するという回答をいただきました。もちろん2階には女子専用トイレがございます。

2階の教室については、1階とは異なりまして、大教室形式の部屋が並んでいるという状況で、一斉授業がしやすく非常に使い勝手がよさそうな、また教育目的に合わせて自由な形でグループワーク等にも最適な環境だなというところを見させていただきました。

次に共有となります特別教室でございますけれども、全日制普通科の方で理系に力を入れていらっしゃるということで、理科専用教室も4つございまして、それぞれ立派な設備が実験等に備えられています。これらについては先ほど説明がありましたとおり、通信制課程で重なる時間がなく使えるという環境であることも確認できました。

体育関係の施設につきましても、小学校から学校種が揃っているということもございまして、体育館は小さめの体育館から大きなものまで3つあり、またエアコンの設置等もされていまして、夏場のスクーリング等についても集中的に行うということも含めて確認しました。図書館につきましては大事なスペースでございますけれども、通信制の皆さんのために土曜日に開放するというお話がございました。

一つだけ気になったのが、独立の建物であるゆえに、棟と棟の間を外の通路に1回出てという形になります。したがって、夕方とか冬とかに転んで怪我をしたりしないよう、安全上の配慮も外灯の設置等を含めてしっかりやってほしいというお話もさせていただいたところでございます。

教育内容についてでございますけれども、先ほど来説明のとおりで、一番の強みは日本大学との連携ということで、入試についての説明もしていただきました。特に高大接続の関係では、先行した学び、そういったものも大学との連携の中から大学の教員等を通じて実施できるということで、現在でも全日制で実際そういった取り組みがなされているようで、延長線上にそれを位置づけることが可能だということ、私どもお話を感心しながらお聞きをしたところでございます。その中で特に日大に通信制があるということで、●●●●が確認できました。

それから特に通信制の教育では、理数系の科目が弱くなりがち、また、履修単位が足りないということが起こりがちというようなことも想定する中で、それについて数学Ⅲ、プログラミングといった科目の履修も選択することができるということで、非常に大学進学に備えたカリキュラムになっているということが確認できました。

また、地元の地域の皆さんと連携しながらの学校づくりということが、大いに求められるところでございますけれども、これにつきましても地元のライオンズクラブと今、全日制でやられている活動、これも延長線上に位置づけることができるということで、そういった資源が周りに存在する、また顔が見えるということを改めて感じたところでございまして実現が十分可能なことを拝聞いたしました。

また、その他としまして、特に通信環境のこともございましたけれども、そういったものを特徴として使っていきたいということで、最近の生徒さんたちに非常に人気があるeスポーツですね、それも特定のブース等を作りながら、これから力を入れていきたいということで、特色作りとして2階にそういったブースを設けるスペースを確認させていただきました。

また、特に今回コロナの関係でオンライン授業をすることが学校でも一般的になっておりますけれども、通信制ということも踏まえて、メタバース上での授業の内容を充実

させていこうという取り組みがもう始まっていて、試作品のメタバースの動きっぷり、働きっぷり、こういう形で教えたいということも少しだけですけれども、御披露いただきました。非常にこれからの学びについて、私ども参考にさせていただくことができました。

それから経営の安定のための生徒数の確保見込みでございますが、概ね前回の1次審査のときに説明をいただいたとおりで、中学校からの手ごたえがあるということ、それから日大の中学校の方からもというようなお話もあるようです。街中であって、立地環境も素晴らしいですし、特徴のある教育をしていく、またそれを期待する地元の中学校からも声が寄せられているということで、4月生、それから10月生それぞれ段階的にしっかり確保できるのではなかろうかと、そんな予感をさせていただきました。

それから教員の確保の状況でございますが、これについても非常に日大という組織を使った教員の確保策が徹底されているということで、今専任の教員を雇うことは非常に難しい状況があるわけですが、既に目星がついて、内定の話も進めているということです。先ほど課長の説明にございましたけれども、令和5年度、6年度は計画どおりの専任教員の選考が進められているという状況を確認させていただきました。また、非常勤講師の手配についても十分な説明がございました。特に通信制ということもございまして、心理的なカウンセリングというものの大切さも十分理解がされているということで、カウンセリング専門の教員の採用も目星が立っているということです。実際にこの人をというようなお話もしていただきまして、存じ上げている方のお名前が挙がったところでございます。

最後に結びとして、施設、それから教員の採用計画等を踏まえ、立派な教育目標の実現に向けた用意がなされているということを目の前で、また直接耳でお伺いして、非常にいい学校になりそうだなということを実感してまいりました。しっかりこのまま準備を進めて、特にこの2次審査が終わって以降、中学校や保護者の皆さんに十分な説明をしていただいて、この地域の通信制課程の利用を希望されている子どもさんたちに、こういった支援が新しくできるということがしっかり届くように、改めて最後をお願いしてきたところでございます。報告は以上です。

○議長（内川会長職務代理）

小林委員、御報告ありがとうございました。ただいまの事務局からの御説明及び小林委員の現地調査結果について、御意見御質問等がございましたら御発言をお願いいたします。

○議長（内川会長職務代理）

はい。特に御意見等がなければ、長野日本大学高等学校通信制課程の設置について、認可して差し支えない旨、答申することとしてよろしいでしょうか。

○委員

異議なし。

○議長（内川会長職務代理）

はい。では、認可して差し支えない旨答申することといたします。

ステップ高等学校

○議長（内川会長職務代理）

次に諮問事項の私立高等学校の広域通信制課程に係る学則の変更を議題といたします。資料2の「ステップ高等学校について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（丸山課長）

ステップ高等学校の学則の変更について御審議をいただきます前に、前回10月の私立学校審議会において御報告をいたしました事案に関するその後の状況について、御報告をいたします。資料は特に用意してございません。口頭での説明とさせていただきますので、よろしくお願ひします。

前回開校後の状況を御報告する中で、この学校に関しては2点御報告をいたしました。1つ、スクーリング等を実施している実態が一部施設でしか確認できなかったこと。2つ目として、教育区域外生徒が複数在籍していたこと。以上2点を御報告いたしました。この2点につきましては、生徒の教育機会の確保を第一に考え、至急適切に対応するよう指導助言を行うとともに、改善報告を求めてまいりましたが、前回の審議会開催後、改善報告がありましたので、現時点までの改善状況について報告をさせていただきます。

まず、この2点の前に、前回報告の中で教員の入れ替わりが非常に多い旨を御報告させていただきましたが、教員の体制についてでございます。

12月の時点では教員の数は一部講師をもって充ててはいるものの、高等学校通信教育規程に規定されている人数が確保されていることを確認いたしました。また、必要な教科について、免許を保有している教員が確保されていることも確認をいたしました。なお、一部講師による充足については学校からの説明によりますと、教諭の欠員補充を試みたが適任者が見つからず、学校運営体制を早急に立て直すための特別な事情によるものであり、適正な人数の教諭を確保できるよう速やかに改善していくとの報告がありました。

続きまして、10月の審議会でも報告いたしました2点の事項についてでございます。まず、スクーリング等の実施でございます。先ほど御説明いたしました新たに着任をした教員による指導計画が立てられ、それに基づくスクーリング等の学習指導が始まっていることの確認ができました。また、生徒指導要録など学校が作成、備え付けなければ

ならない書類も整備されたことを確認いたしました。

次に2点目の教育区域外生徒についてでございます。こちらにつきましても、11月までに、対象となる全家庭に説明を行い、転学先等の相談が済んだこと、また、徴収した納付金についても返金が済んでいることを関係書類から確認をいたしました。

以上がステップ高校の改善報告の状況でございます。なお、新たに着任した教員による体制が始まって間もないことから、今後も教員が継続的に在籍し、適正に配置されているか、またスクーリング等学習活動が適切に行われているかを引き続き注視していく必要があるものと考えております。

このため、ステップ高校については、定期的に現地調査を実施するなどして状況の確認や必要な指導を継続していきたいと考えております。

続きまして、諮問事項についてでございますが、諮問事項の資料2を御覧願います。ステップ高校の学則変更についてでございます。

変更理由につきましては、1に記載のとおりで、10月の審議会での他の通信制高校の学則変更について御審議をいただきましたが、それと同様に文部科学省令改正に伴い、本年4月1日時点で現存する通信教育連携協力施設について、学則に追加記載するものでございます。2学校概要については記載のとおりでございます。

2ページを御覧願います。3の変更内容(2)通信教育連携協力施設に関する記載事項の追加でございますが、①の表に記載の3つの面接指導等実施施設について名称他、所定の事項を学則に記載するものでございます。(1)の変更時期につきましては省令が施行された令和4年4月1日でございます。説明は以上でございます。

○議長（内川会長職務代理）

それでは、諮問事項及び改善報告の状況について、委員の皆様から御意見、御質問がございましたら御発言をお願いします。

それでは鷺澤委員お願いいたします。

○鷺澤委員

今の説明の中で、区域外の生徒が在籍していたんだけど、その生徒に関しては転学をさせた上で、返金をしたという説明だったんですか。

○議長（内川会長職務代理）

事務局をお願いします。

○事務局（丸山課長）

区域外生徒につきましては、今、鷺澤委員さんおっしゃられますとおり、10月の審議会でも報告いたしました。この高校の教育区域は、長野県と神奈川県それから京都府

の3府県でございます。そこ以外の都道府県に在籍している生徒を入学といいますか、受け入れていたということでございましたので、それらの生徒につきましては、先ほど申し上げましたとおり、事情を説明し、さらに納付いただいたお金については返金をしたと、新しい学校への入学手続きについても終えたということで、内訳とすれば、他の高校に移られた方、それから前に所属されていた高校に戻った方の他、そのまま家居、現時点では家居になっておられる方もいらっしゃるということで、いずれにつきましてもこの高校に在籍していることになっている生徒ではなくなったということでございます。

○鷺澤委員

その辺の手続きについては、特に保護者の皆さんとは納得の上ということでよろしいですね。

○事務局（丸山課長）

私ども、そういった説明等については、学校の方で作成した家庭訪問記録等で確認をさせていただいておりますが、実際にどういうやり取りがあったか、あるいは保護者からの声がどういう声があったかということは承知しておりません。

○鷺澤委員

こういうケースはおそらく今までなかったことだと思うんですが、一番はやっぱり生徒それからその保護者の皆さんが納得しているかということだと思うんですね。その辺の確認をしたかったんですが。大丈夫ですね。

○事務局（丸山課長）

納付金の返金をはじめ、手続きが終わっているということは相手方の納得が得られたということで考えておりますが、先ほど申し上げましたとおり、今後も定期的に確認等していく際にあわせてまた確認させていただければと思います。

○議長（内川会長職務代理）

はい。ありがとうございます。他に御意見御質問ございますでしょうか。はい。では小林委員お願いします。

○小林委員

2点お願いします。

今後も定期的な調査を続けていくとの説明がありましたが、どのような頻度でどのような形で実施されようとしているのか、もしやり残した宿題があれば出てくることかと

思いますので、それについてお考えを聞かせていただきたいのが、1点。

それからもうひとつ。生徒さんたちへは返金等はされているとお話がありましたが、職員の離職、先生の働き場所がなくなったということがございまして、辞められた先生方についてきちんと約束していた処遇がなされた上で、退職の手続きがなされたのかということその辺の事を確認したいと思います。

○議長（内川会長職務代理）

それではお願いします。

○事務局（丸山課長）

今後の調査の実施予定でございしますが、具体的にいつ調査をするのかということにつきましては、恐縮でございしますが現時点では未定でございします。ただ、いずれにいたしましても定期的に確認をしてまいりたいと。確認の規模感等は未定でございしますけれども、教員の体制ですとか、あるいはスクーリング等の指導がきちんと行われ、教育内容が適切であるかどうか、これらについて定期的に確認をしてまいりたいと考えております。

それから教職員のお話でございします。教職員につきましては、退職をされた方もかなりいらっしゃるということで把握はしておりますが、こちらについて、その辺のいきさつですとか、あるいは教職員の方々からの声といった点については、恐れ入りますが承知をしていない状況でございします。これも確認をしてまいりたいと思います。

○議長（内川会長職務代理）

他に御質問はありますでしょうか。では他に御意見等なければ、ステップ高等学校の学則の変更について、認可して差し支えない旨、答申することとしてよろしいでしょうか。

○委員

異議なし。

○議長（内川会長職務代理）

はい、ありがとうございます。それでは認可して差し支えない旨、答申することといたします。

○議長（内川会長職務代理）

以上で本日予定された諮問事項の審議は全て終了いたしました。続きまして、会議事項（2）その他のア「私立学校の開校後の状況について」、事務局からの御説明をお願い

いたします。

○事務局（丸山課長）

それでは資料の方は、「報告事項」と右肩に書かれております資料を御覧いただきたいと思っております。

まず、報告事項1の「軽井沢風越学園、軽井沢風越幼稚園の状況について」、御報告をいたします。こちらは幼稚園と、小学校から中学校年代が一緒になった義務教育学校が併設されたものでございます。令和2年4月開校で今年が3年目となります。

1園児児童生徒数、こちらの推移は御覧の表のとおりでございます。いずれの年も申請時の計画より●●なっております。義務教育学校は今年度で1年生から9年生が揃いまして、全学年が充足した状況でございます。

次に2教職員数ですが、当初の計画より前倒して先生を確保しているということで数は多くなっております。指導体制が整ってきたので、今後は教員の育成に力を入れていくということでございます。

2ページをご覧ください。3の教育の特徴ですが、幼稚園と義務教育学校を併設しているということで12年間の一貫したカリキュラム、これを意識しながら教育を実践しているということでございます。開校時から、各教科を横断的統合的に構成して展開する「テーマプロジェクト」や、個人の探究心や興味関心を重視しながらも幅広く教科や領域の内容に触れる「わたしを作るプロジェクト」、この2本立てで進めており、今後はより一層内容の深化を進めていくということでございます。

最後に4収支決算を御覧いただきますと、生徒数はある程度、先ほど御覧いただきましたとおり、●●●●ということでございます。今後、●●●●についても検討し、開校後に得られた経験等をもとに、コスト削減、寄付金募集の強化にも取り組み、財政基盤の安定化を図っていくと伺っております。

続きまして報告事項の2「松本国際中学校の開校の状況について」、報告をいたします。こちらは昨年4月に松本国際高校に併設して設置をされた中学校でございます。

生徒数については1の表のとおりでございます。●●●●という状況でございます。

2教職員の状況を御覧いただきますと、当初想定していた高校との兼務職員を減らし、中学校の専任教員を配置することで、指導体制の充実を図ったということでございます。

3教育の特徴でございますが、学究系とスポーツ系とに分かれ、好きなことに打ち込めるカリキュラムを展開していて、得意なことに打ち込む活動を行う「創才ゼミ」や、始業前と部活動終了後に行う基礎学力向上を図る校内塾「創才塾」、こういったものを実践されているということでございます。

2ページを御覧ください。収支決算でございますが、開校初年度は●●●●ということでしたが、今年度は●●●●ということでございますが、来年以降の生徒募集に力を入れ、●●●●を図っていくということでございます。

続きまして、報告事項の3「インターナショナルスクールオブ長野小学部の開校の状況について」、御報告をいたします。こちらは、本年の4月に松本市の旧五常小学校を活用して開校した小学校でございます。

1 児童数については、御覧のとおりでございますが、●●●●なっております。また、●●●●ということでございます。

次に2 教職員数については御覧のとおりで、一部非常勤で対応した教科もありますが、基本的には計画と変更はなかったということでございます。

3 教育の特徴でございますが、この小学校は国際バカロレア認定校としてプライマリー・イヤーズ・プログラムと学習指導要領に基づいた教育を実践しております。また、インターナショナルスクールとして、外国人教員により、日常的に英語を使った環境で授業が行われています。今後は地域交流を深めながら地域の活性化と教育の連携を図っていききたいということでございます。

2 ページを御覧ください。4 収支決算でございますが、●●●●ということでございます。今後は児童数の確保とともに、収益事業を充実させ、経営の安定化を図っていききたいということでございます。

続きまして、報告事項の4「大日向中学校の開校後の状況について」、御報告をいたします。こちらも令和4年4月に佐久穂町にある同じ法人が運営する大日向小学校に併設する形で開校した中学校になります。

1 生徒数については御覧のとおりでございますが、●●●●ということ、今後は小学校同様に中学校の活動も認知されるよう生徒募集のPRを行っていききたいということでございます。

2 教職員数については、御覧のとおりで、休職者に対応するため非常勤の教員を採用したということで、申請時より人数が増えたということでございます。生徒1人に対する教員が十分なのできめ細かい対応ができているということでございます。

3 教育の特徴ですが、大日向小学校同様に、この中学校でもイエナプランの理念を念頭に学習単位は一部教科を除いて異年齢集団、学年を越えた集団での学習を実践しているということでございます。小学校から、より発展させた内容としていくために、ブロックアワー、自立学習や基礎学習ですとか、ワールドオリエンテーション、協働学習、総合学習の取り組みを高いレベルでどう行っていくのかが今後の課題ということでございます。

4 の収支決算については、●●●●とのことです。今後は生徒数の確保とともに●●●●を策定し、収支バランスの取れる学校運営を進めていく予定とお聞きをしております。

最後に報告事項の5「長野俊英高等学校通信制課程について」、御報告をいたします。長野俊英高等学校通信制課程につきましては本年4月に新たに設置された課程でございます。

1 生徒数については、学則定員 120 人に対しまして、5 月 1 日時点では●人ということでございます。

次に 2 教職員数ですが、専任教員の 1 人が副校長で通信制専任となりますが、他は全日制と兼務で生徒の指導にあたっています。

3 生徒の状況でございますが、在籍する生徒は全日制課程での学習等に適応できず、不登校等を経験した生徒であり、通信制課程の少人数環境が生徒さんの成長の助けになっているということでございます。資料には記載しておりませんが、本年度卒業予定の生徒全員が進学や就職等を予定しているということでございます。

最後に 4 の収支決算でございますが、●●●●となる予定とお聞きしております。●●●●、長野俊英高校に入学した生徒は最後まで俊英高校で育てて卒業させてあげたいという思いがこの通信制課程開設の目的ということでございますので、現在は積極的な広報活動は行っていないとお聞きをしておりますが、次年度以降は生徒の状況に応じて検討していきたいということでございます。

4 校と 1 通信制課程の開校後の状況について、報告は以上でございます。

○議長（内川会長職務代理）

ありがとうございました。では、今の御説明に対して御質問等ございましたら御発言をお願いいたします。はい。石澤委員からお願いいたします。

○石澤委員

大変どこも厳しいなというのが印象なんですけれども、一つだけ質問をお願いします。報告事項 3 のインターナショナルスクールオブ長野小学部の開校後の状況なんですけれども、設置の申請のときから、松本市ではありますが旧四賀村でしたか、大変不便なところで大丈夫かなと考えてはいました。そういうことも影響しているのか、●●●●と、これは学校側からもすれば、大変残念なことだと思うんですが、具体的な理由等を県の方で把握されていることがあれば教えていただきたいのと、場所は変えるわけにはいかないと思いますので、そのことについて具体的な対応案のようなものをお聞きになっているとしたら教えていただけないでしょうか。

○議長（内川会長職務代理）

それでは事務局からお願いします。

○事務局（丸山課長）

ありがとうございます。今石澤委員さんからお話ございました、年度途中の転出ということで、理由の詳細まではお聞きをしておりますが、先ほど説明の中で申し上げましたとおり、やはり学校の場所というか、通学環境が想定と違っていたというようなこ

とが大きいのかなとは思いますが。一方で、学校のお話ですと、逆に環境を気に入って転入する児童もいらっしゃる、あるいは来年度以降入学されたいという希望を持つ児童さんもいらっしゃるということでございますので、学校とすれば、今、委員さんからお話ありましたとおり立地は簡単には変えられませんので、逆に今ある立地ですとか、豊かな自然環境それから地域資源を活用した学習活動などによって学校の魅力を高めていきたい、そしてまたその魅力をアピールする広報活動を進めていきたいと学校の方からお伺いしております。以上でございます。

○議長（内川会長職務代理）

はい、ありがとうございます。他の委員さんから御意見御質問はありますでしょうか。はい、鷺澤委員からお願いいたします。

○鷺澤委員

今の同じ学校のことなんですけど、6年生が●人いますけど、卒業後はどういう進学になるのでしょうか。また元のいわゆるフリースクールの中学部に戻るのか、一般の中学校に入るのか、そこが気になります。

○議長（内川会長職務代理）

はい、お願いします。

○事務局（丸山課長）

学校からお聞きしておりますのは、今鷺澤委員さんのお話のとおりでございます、卒業後は、この学校法人は系列でフリースクールの中学部を運営されておりますので、そちらの方に進学されるお子さんと、もう一つはやはり居住されている学区の公立中学校に進学されるお子さんと二通りあるとお聞きをしております。

○鷺澤委員

このインターナショナルスクールオブ長野の中学部というものを設立するようなそういう計画はないということですね。

○事務局（丸山課長）

今のところ、具体の計画についてお話は聞いておりません。

○鷺澤委員

ありがとうございます。

○議長（内川会長職務代理）

他に御質問御意見がございますでしょうか。はい、平林委員お願いいたします。

○平林委員

過去の申請に携わった学校の現状がわかることは、とてもありがたいです。一つ改善のお願いですけれども、教員数であったり、収支決算については、申請時の計画との比較がわかってわかりやすいんですが、生徒数については学則定員とかの比較しかできないので、最初からたくさんになるわけではないのですから、当初の計画の生徒数も今後書いていただけると嬉しいなと思います。

○議長（内川会長職務代理）

はい、お願いします。

○事務局（丸山課長）

ただいま平林委員さんからの貴重な御意見いただきましてありがとうございます。私立学校の開校後の状況につきまして、御提案いただきました児童生徒数について、御指摘のとおり、今は申請時の総定員数、完成年度の計画の数字を入れさせていただいているんですけれども、完成年度までの年次ごとの申請時の計画を入れることについて、また検討させていただきたいと思います。

○議長（内川会長職務代理）

ありがとうございます。その他に御質問御意見ございますか。はい。では戸枝委員、お願いします。

○戸枝委員

不登校支援についてですが、11月18日に知事とタウンミーティングということで私も出席させていただきました。不登校児が安心して学べることということで、不登校児を持つ親や民間支援団体、学校の先生方等、100人を超える人たちが見守る中でお話をされました。

私もこの私立学校審議会に出席させていただき、いろいろ勉強をさせていただく中で、私立学校審議会なので門外というか範囲を超えたところだと思いますが、県外に設置された通信制高等学校の高校生の様子や、進学状況を知りえるとか、大体こんな学校があって、こんなふうになっているとか、県外に設置されている学校に関しては一切、把握できていないんです。学校基本調査でも、どういう学校に何人在籍しているかわからないです。もし何かわかる調査があれば、教えていただきたいんですけれども。

例えば東京の通信制高校とか、茨城県に本校がある通信制高校など県外の学校に生徒

さんたちが大勢いるということをもとに、不登校とともにというところという、高校が最後の砦ということで、そのときにきちんとした教育やサポートが入って自立していくことは、非常に大事な3年間だと思います。そこら辺の把握がきちんとできているのか、そこのところをどう変えていくのか、網の目がすごく粗くなっていますよね、通信制高校がどんどん設立されればされるほど、そこを県としてどこにどういう学校があってどういう想いで生徒たちを抱えているのか、そこら辺を調査する必要があるのではないかと思います。阿部知事も調査をしてほしいということで、民間団体が入って実態調査をしていきたいと思いますということになりましたけれども、そこら辺を県としてもしっかり掴んでいくような、そうなるともう今の枠は超えている話なので、私立学校審議会でのこのことではないですが、通信制高校が増えている、それなりのサポートがきちんとされているのか、そこらへんがわからないのが私も不安です。

○議長（内川会長職務代理）

はい。このことについては何かありますか。

○事務局（丸山課長）

今、戸枝委員さんから貴重な御意見いただきましてありがとうございました。まず、この審議会におきましては、通信制高校等の開設ですとか、あるいは内容の変更等については、きめ細やかに御審議をいただいて、認可等の答申をいただくことになろうかと思っておりますので引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、全体的な広域通信制高校に係る御意見等につきましては、今後の参考とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（内川会長職務代理）

ありがとうございます。その他に御意見、御質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

○議長（内川会長職務代理）

では次に、イ「私立学校等の設置等に関する審査基準の一部改正について」、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（丸山課長）

「私立学校等の設置等に関する審査基準の一部改正案について」、御説明いたします。なお、本日の資料でございますが、事前に委員の皆様方に資料をお送りしました後に、内容の一部修正を加えた箇所がございましたので、先ほど机上に配付をさせていただいた資料の方に差し替えをお願いしたいと思います。

まず、この審査基準でございますが、私立学校の設置認可等にあたりましては、学校教育法をはじめとする法令の他、一定の基準を設けて、より適切な審査ができるよう、本県においては平成5年に制定、運用をしてきたところでございます。

その後、時代の流れに応じて都度改正を行っておりまして、近いところでは昨年度、学校の設置認可申請にあたって、この審議会において申請者が直接説明する場を設けることを明記する改正を行いまして、本年10月の審議会から実施をしているところでございます。

この審査基準の改正にあたり、あらかじめ委員の皆様にご意見をいただきたく、資料の方を用意させていただきました。

1ページを御覧願います。1の改正の主旨でございます。本県の審査基準は現在、学校教育法等の法令にあまり記載されていない部分である、施設ですとか資産の状況等の基準が中心の内容となっております。

少子化が進む中、なぜ学校を設置するのか、長野県の生徒のためにどのような教育を行っていくのかなど学校を新しく作るための理念の部分については、これまでも設置趣意書ですとか、あるいは前回10月の審議会で始めたように、学校法人等の皆さんに直接ここに来ていただいて、申請者自身の説明を通じて御審議をいただいていたところでございます。

このように、これまでも御審議をいただいている事項について、改めて審査基準に明記をし、申請者側にもあらかじめ認識していただけるようにする他、所要の改正を行うというのが主旨でございます。

次に2の主な改正の内容でございます。内容的には既存の文言を修正するというものではなく、項目を追加する形になります。

具体的には、次の2ページに目的、理由ですとか具体的な改正案文、考え方を一覧表の形で記載してございますので、次の2ページを御覧願います。御覧いただいております表、縦に3列ございますが、真ん中の列が審査基準の案でございます。

主なものを御説明しますと、まず第1私立学校等の設置を認可する場合の1基本事項、こちらでは学校設置における認可申請の目的を申請者に明確にさせていただくことについて、文部科学省等の審査基準を参考に、改めて本県の基準に明記するものです。また、(2)では開校後の審査基準の位置づけについて、こちらも文部科学省が定める各校種ごとの設置基準の趣旨に準じて規定するものでございます。

次に、表の中ほど、5収容定員についてでございます。こちらは収容定員の適正な設定ということで、当たり前の内容にはなりますが、改めて基準に明記するものでございます。

次に6通信制高等学校の教育区域についてでございます。こちらは長野県以外の都道府県を教育区域に含む場合の必要性や目的を示していただくようにするものでございます。

次に8教職員についてですが、(1)では校長、教頭等の資格に関して、学校教育法施行規則の例外規定を適用する場合、その理由を具体的に示していただくこと、その下の(2)では学校を設置する際には、開校から3年が経過するまでの間、学校運営を熟知している者の参画を求めるもので、通常そのような運用がなされているところとは思いますが、基準に明記するものでございます。

次に3ページを御覧願います。第2設置者の変更等を認可する場合の2でございますが、収容定員を増加する場合、あるいは広域通信制高校において教育区域の追加をするときは、先ほど御覧いただきました、第1審査基準の5及び6ということで、定員設定の妥当性や教育区域を追加する必要性、目的を示していただくとともに、既存の学校等の定員充足状況を考慮するよう規定するものでございます。

最後に、第5その他でございますが、これは偽りや不正行為を行った者からの申請について、認可の制限を設けることを規定に盛り込むものでございます。こちらは文部科学省の審査基準にも同様の規定があるものでございます。

以上の改正案につきましては、あくまでも私立学校の申請者の方からしっかり説明を受け、審査を行うことで、本県の学校教育の水準を向上させていくことを目的とするものでございます。資料1ページの方にお戻り願います。

3の適用時期でございますが、本審査基準が改正施行された日以降に申請があったものから適用する予定です。なお、この基準の改正にあたりましては、所管する私立学校の設置者の皆様にも御意見をお聞きしたところでございます。

今回改正するにあたっての主旨に関することですか、第1の1基本事項、あるいは管理職の質の向上などについて、数件御意見を頂戴しましたが、改正そのものに関して反対や異議を唱える意見はございませんでした。

最後に今後のスケジュールでございますが、本日この場で頂戴いたしました御意見も参考にさせていただき、内容を再度精査した上で審査基準を改正していきたいと考えております。説明は以上でございます。

○議長（内川会長職務代理）

何かご質問がありましたらお願いいたします。はい、小林委員からお願いいたします。

○小林委員

1点だけ確認させてください。私どもの学校長からも意見をもらってきましたが、前段で意見を求められた文章で、1の改正の主旨のところ、先ほどちょっと課長さんも言われましたが、「形式審査」という言葉が入っていて、これが独り歩きをして誤解を招くかなという心配があって、今回はそれを取ったという形ですが、これを取ったということについて少しコメントをいただけますか。

○議長（内川会長職務代理）

事務局をお願いします。

○事務局（丸山課長）

今、小林委員さんから御指摘いただきましたのは、事前に所管の学校等に照会した際の内容についてかと思えます。御指摘のとおり、少し誤解を招く表現だったのかなと思います。先ほど冒頭改正の主旨で申し上げましたとおり、今回の主旨というのは、この審議会において、今まで基準に明記はされていないけれど、審議の視点として行ってきた内容をあらかじめ審査基準に明記することで、申請者側に知っていただく、こういう側面、これが理由かと思えます。

これまでの審査基準の表記だけ見ると、どちらかというとなら施設ですとか、あるいは資産の状況ですとかそういったものしか明記がされていないということでございましたので、形式審査という表現が、審議の中身ということではなくて基準の内容を言い表そうとしたものが、少し誤解を招くような表現だったのかなと思います。

審議自体は今までも基準に記載がされていなくても、そういう視点を持って御審議をしていただいていたものと理解をしておりますので、あらかじめそれを基準に明記することによって、申請者側に、資産や施設だけでない大事な視点がありますよ、これをあらかじめ承知をしていただくことを今回の改正の主旨とさせていただくということで表現の方を訂正させていただいたということでございます。

○議長（内川会長職務代理）

はい、ありがとうございます。他に御意見、御質問ございますでしょうか。はい、それでは石澤委員からお願いいたします。

○石澤委員

改正の主旨につきましては特段、異議はないんですけれども、先ほど過去に認可された学校の状況の説明の中で定員を満たしてないところがあるという状況というのは見過ごせない問題かなと思うんです。

収容定員の適正な設定というのは、判断をどうするのかというところが難しい問題で、定員設定とか定員確保というその根拠というのは実に曖昧ですし、提出された収支計画も定員が充足しているという形で作られている場合が多いですね。本当に生徒が確保できるのか、その辺は大丈夫ですかという質問をしても、大丈夫です、頑張りますと、いうやり取りがあり、結果的には頑張ってくださいという流れで、認可していいという結果に達しているのが現実かと思えます。しかし、いざ蓋を開けてみると、定員を満たしていないという状況があるわけです。

ここで、2点お聞きしますが、定員をオーバーしている学校には、補助金の交付の際

にペナルティがあると聞いたことがあるんですけども、逆に定員を著しく下回る、しかも何年にもわたって改善されていないという場合もあると思います。県の方では改善のための計画書の提出を求めるとかというようなことは多分されていると思うんですけども、補助金を減額するとか、そういうペナルティのようなものがあるのか、例えば、もっと言うと県の方で定員を減らしたらどうですかというような働きかけをするようなこともあるのか、そういうことはあくまでも学校サイドにゆだねられているのかといったことをお聞きしたいです。

2点目は、この私立学校審議会はいくまでも知事の諮問機関ですが、こちらで認可していいのではないかという答申をしたケースであっても実際に知事の方で認可しなかったというような事例があるのかどうか。この2点について教えていただきたいと思います。

○事務局（丸山課長）

1点目の補助金の関係でございますが、定員に達していないことをもって、減額するという規定等はありませんので、減額するということはしておりません。

それから、もう1点、審議会でも認可してもよいという答申をもらったものを知事の方で認可をしなかった例については、承知はしておりません。

○議長（内川会長職務代理）

その他に御意見御質問ございますでしょうか。はい、鷺澤委員からお願いいたします。

○鷺澤委員

今の意見に関連しますが、実はこの問題もすごく重要な問題だと思います。どうしても開設する方は収支のバランスの問題もあって、どうしても多めに定員を設定しがちです。それを審議会が「それ大丈夫かい」と言ったところで、実はそれに対して制限をかけるとか、そういったことは実際にはできないと思うんですよね。「誰がそれを決めるんですか」という話になってしまう。これはもう開設する法人の経営責任として判断せざるを得ないんですが、それでもやっぱり難しいと僕は思います。

開設1年目でオーバーしてしまう学校もあれば、全然足りないという学校もあるし、「これは絶対無理でしょ」ということがあっても、おそらく「仕方がないね」ということで通っちゃうと思うんですけど。この辺の判断を、じゃあいったい誰が責任持つんですか、我々が責任持てるわけでもないし、県が責任を持てるものでもない。あくまで法人の責任になってしまうと思います。

大学の認可でもそうだと思うんですけども、要件が整ってさえいれば、認可になってしまうという状況が今までずっと続いてきたと思います。僕はもうそろそろその辺も考え方を、これは文科省の方の考え方になるんだろうけど、その辺の考え方を改めた方

がいいのではと思っています。

これだけ少子化になってきますから、作ればいいよ、需要があるから作ればいいと言っても、本当に需要があるのかどうなのかということすら実はわからないんです。大学ももう全入時代ですから、明らかに多すぎるということは間違いないことで、でもその歯止めは実はどこがつけるんでしょうかというのはわからないんですよね。そろそろその辺のことを真剣に考えて行かないといけない時代になったのではないかと僕は思っています。

非常にこの定員問題というのは難しく、例えば100名の総定員の中で10人、20人しか集まらないケースもあります。やっぱりその辺はそろそろお互いに真剣に考えていかなければいけない問題かと思えます。これは単なる意見です。

○議長（内川会長職務代理）

はい。今鷺澤委員から御意見出ました。事務局からどうこうということはないかもしれませんが、私どもの審議会そのものが何をしていくかにも関わるようなことにもなります。

他の方で何か御意見お持ちの方いらっしゃいますか。事務局の方は何か御説明はありますか。

○事務局（丸山課長）

特にありません。

○議長（内川会長職務代理）

いいですか。大きなテーマのご意見ありましたけれども、次にいきたいと思えます。では、「学校法人等の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準の一部改正について」、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（丸山課長）

学校法人等の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準の一部改正案について、御説明をいたします。こちらの審査基準についても先ほどの学校設置基準同様、本県においては平成6年に制定、運用をしてきたところでございます。このたび、この基準についても一部を改正することにより、より適正な学校法人の運営を求めるものでございます。

資料8ページの1改正の主旨でございますが、私立学校を設置している学校法人の役員について、従来の規定に加え、文部科学省の審査基準の規定を準用して新たに規定に加えることによりまして、役員と学校、あるいは役員間の関係を適正なものにするともに、理事長以外の役員も主体的に学校運営に参画できるようにする他、所要の改正を

行うものです。

次に2主な改正内容の3点につきましては、先ほどの私立学校等の設置に関する審査基準と同様、次のページに具体的な制定の目的、理由、案文、考え方等を一覧表の形で記載しておりますので、次の9ページを御覧願います。

御覧いただいております表、縦に3列ございますが、真ん中の列が審査基準の案でございます。

主なものについて御説明をいたします。まず上から2段目、3役員等についてでございます。(1)は既存の規定でございますが、最後に「なお、役員の変更にあたっても同様であること」、これを追加するものでございます。

この他、(4)(5)(6)を新設いたします。いずれも文部科学省の学校法人審査基準を参考としたもので、(4)については役員の構成、それから(5)については理事相互間の情報意見交換の機会の確保、(6)は監事に対する情報提供体制の整備を内容とするものでございます。

それから下から2段目の第6その他でございますが、私立学校等の設置等に関する審査基準と同様に、偽りその他不正の行為があった者からの認可の制限を規定するものになります。前の8ページにお戻り願います。

3適用時期でございますが、学校設置審査基準の改正と同様、本審査基準が改正施行された日以降に申請があったものから適用する予定でございます。なお、こちらの審査基準の改正につきましても、所管する私立学校設置者の皆様に御意見をお聞きしましたが、こちらに関しては特に御意見はございませんでした。

最後に今後のスケジュールでございますが、学校設置審査基準同様、本日頂戴いたしました御意見を参考とさせていただき、内容を再度精査した上で審査基準を改正していきたいと考えております。説明は以上でございます。

○議長（内川会長職務代理）

はい、ありがとうございます。では、委員の皆様御質問等がございましたら発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

○議長（内川会長職務代理）

次にその他ですが、委員各位から何かございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

では他に御発言がなければ、本日予定されていた会議事項は全て終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。御協力ありがとうございました。

○事務局（熊谷補佐）

内川職務代理大変お疲れさまでした。ありがとうございました。それでは、全ての会

議事項を終了いたしましたので、以上で本日の私立学校審議会を終了させていただきます。皆様大変お疲れさまでした。